

「高校生の進路保障に 対する取り組み」

～企業トップクラス層を対象とした「人権問題研修会」～

**滋賀県進路保障推進協議会
事務局長 梶本 義人**

滋賀県

進路保障

推進協議会

とは？

進保協とは

人権の視点に立ち、県行政や労働行政・関係諸団体と連携しながら、同和地区出身生徒・学生をはじめとする**すべての生徒・学生等の進路保障上の問題**に関わって取り組んでいる組織。

進保協の目指すところ

「すべての生徒・学生等の
進路保障」と

「差別がなくなり、
公正採用選考が行われること」

「就職する」ということは

人生や将来の生活に関わる大きな決定

⇒ 「職業選択の自由」が保障



差別や不適正な選考方法で

将来への歩みが閉ざされたり曲げられたら、

きわめて重大な問題。

「進路保障」とは、

× 単に生徒の行き先を斡旋

◎ 「差別の現実に深く学ぶ」という

人権・同和教育の視点を踏まえながら、

「将来の生活」をどう保障していくのかと

いう「教育総体の営み」

進保協の原点とは？

1975年

部落地名総鑑差別事件



全国の被差別部落の名称、所在地、
住民の職業などを記載した「部落地名総鑑」
8種類が出版

1975年

「部落地名総鑑差別事件」



「部落地名総鑑」を名だたる大企業など
200社以上が購入

1975年

「部落地名総鑑差別事件」



採用選考で、同和地区出身者を**排除**、
就職差別を**補完**することを
目的として利用

差別があかん理由



合理的根拠**なし**・

偏見でしかない

どんな**差別**があるのか？

人種・民族・身分・性（男女など）

宗教・障がい者・外国人・

コロナ・**ロシア**等

さまざまな差別が存在

差別の問題は、

差別される側にあるのではなく、

差別する側にあり、

差別する側の問題であり、

差別する側に

非がある！！

個人の尊厳を損ね

社会から排除される

**そんなことは
あってはならない!!!**

1977年

滋賀県進路保障
推進協議会

設立

滋賀県進路保障推進協議会とは

運動団体

学校団体

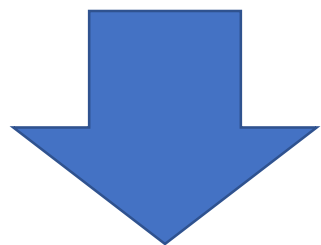
研究団体

労働行政

などの24の組織で構成される協議会

⇒ 多角的な視点から就職差別撤廃

進保協は他都道府県にはない

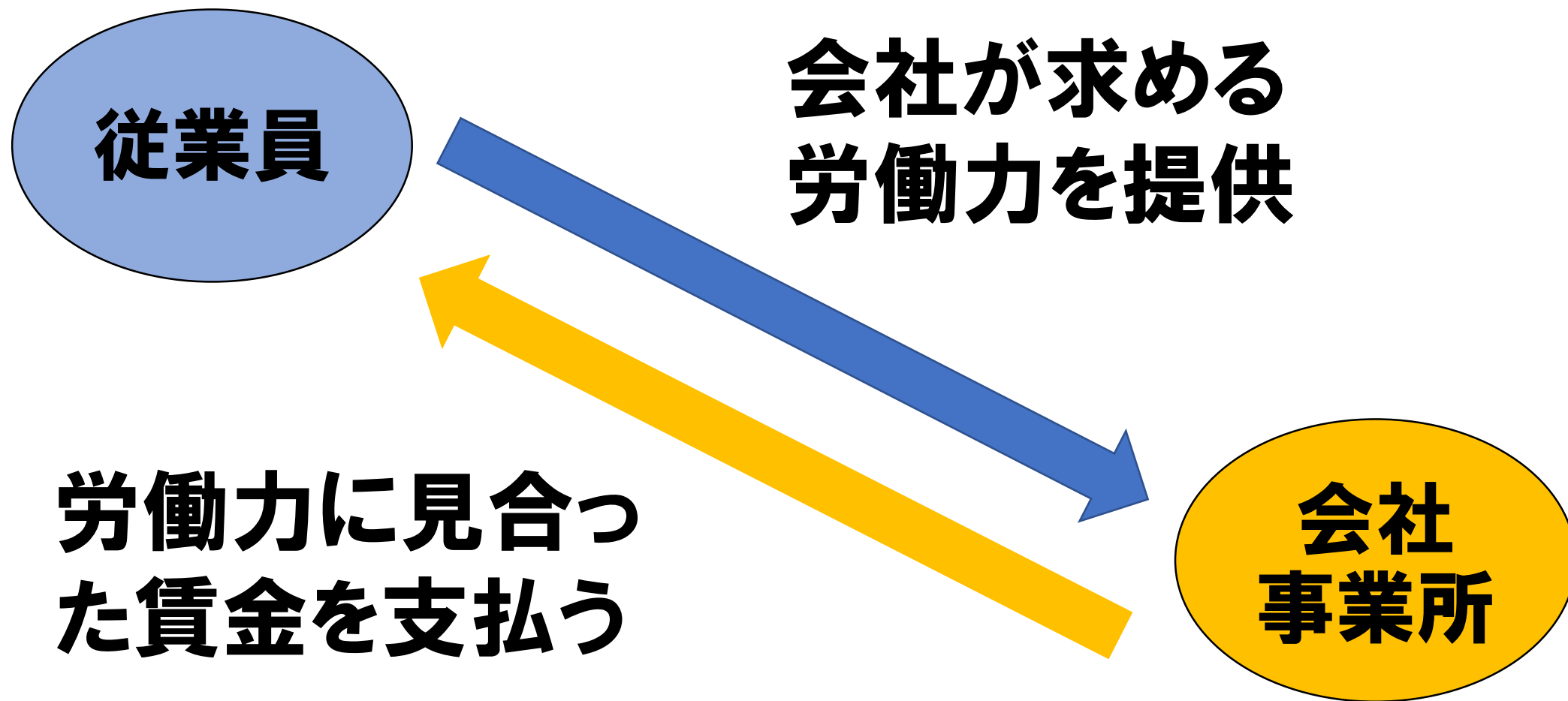


滋賀県独自の取組
滋賀県独自の組織

進保協の具体的取組

- 高校生等への啓発・講演
- 不適正事象への対応
- 就職選考試験報告書の精査
- 夏季企業研修

本来、仕事とは



仕事に就く(就職する)ための
採用選考では

仕事をするにあたっての

能力・適性のみ

で判断されなければならない

採用選考時の面接

仕事をする上での**能力・適性**に関係のない

本人に責任のない事項

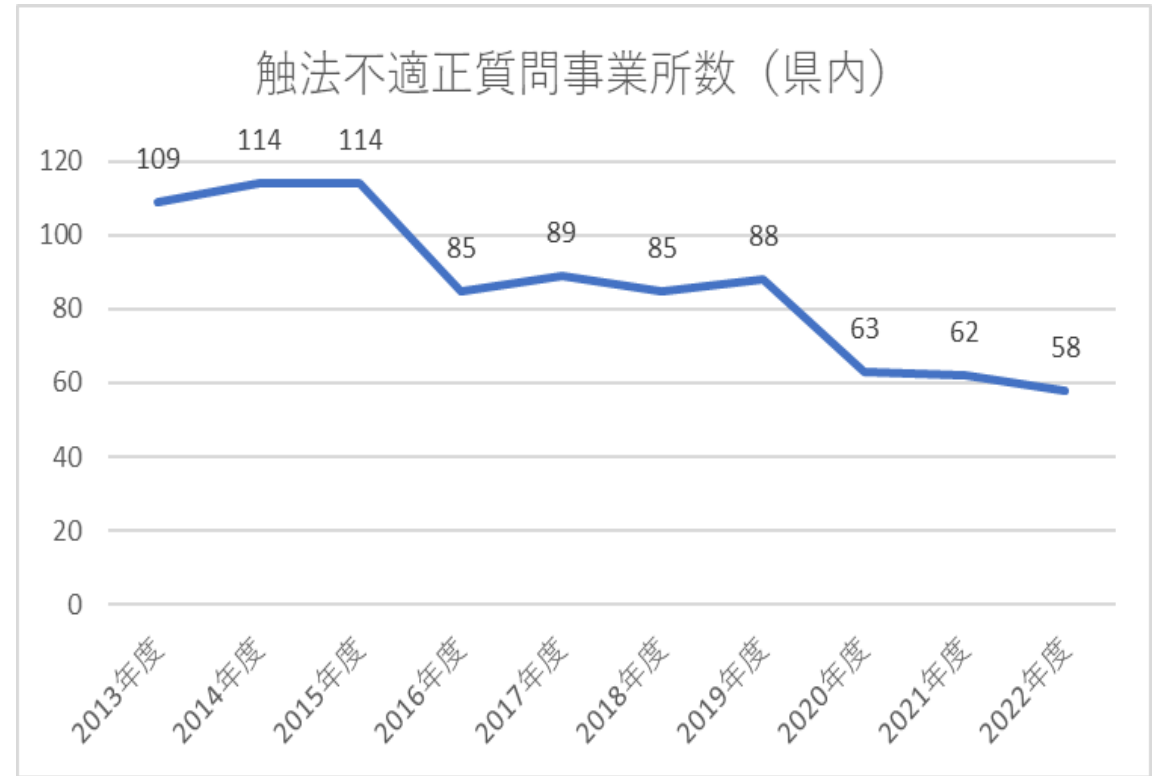
本来自由であるべき事項

は質問してはならない

2022年度の採用試験報告書によると

のべ**1878名**が受験
法に抵触する質問も受けた数
(県内・県外全事業所)

のべ**112名**
約17人に1名が
法に抵触する不適正質問を
受けている現状



不適正質問の行う可能性のある事業所

- 県外の事業所で就業場所も県外
- 就業場所は県内だが、本社が県外
- 採用ありきの面接試験
- 初めて、久しぶりに高卒求人を出した

不適正質問以外の不適正事象

特に、近年目立ってきている不適正事象が

内定後の提出書類

に関する不適正事象です

不適正質問は法的に禁止されていますが、
内定後の書類に関してはグレーゾーン

ですが、厚労省も
「面接時に情報収集してはならないものは、
**基本的には内定後も合理的な理由なく
収集してはならない。」**
というような見解を示しています。

内定後の提出書類

入社承諾書

もしくは

入社保証書

**基本的には、上記以外の書類は
内定後でも求めないようお願いします。**

前述した書類と一見似ているように見える

誓約書・身元保証書は？

多くの事業所の誓約書・身元保証書を見ていると

「**貴社の就業規則**その他諸規則を守り・・・」との

記載があります。

【 新規高卒者就職選考のルール 】

- 書類のみの選考禁止（⇒ 対面面接）
- 事前選考の禁止（応募前職場見学含む）
- 二段階・三段階等の多段階選考禁止
- 採用スケジュール（応募、選考等の時期）厳守
- 応募書類（近畿高等学校統一用紙のみ）
- 生徒と事業所の直接連絡禁止
（連絡は必ず学校を通す）
- 一人一社制
- 指定校制（滋賀県独自）
- 3倍枠（滋賀県独自）

【新規高卒者の就職】

連絡等は学校を通して

基本的に本人との接触・連絡はできず、学校を通しての連絡とする。

内定後も同様。

【 新規高卒就職 】

進路計画 履歴書指導 ・

希望事業所調査 ・ 校内選考



応募事業所の決定 ・ 模擬面接



採用選考

高校生にとっての就職選考試験

自分の将来を
切りひらく第1歩

今後の人生を左右する
重要かつ重大なイベント

公平公正な採用選考

差別のない社会の実現

に向けてご協力をお願いいたします。

ご清聴

ありがとう

ございました